

(別添)

建築基準法の採光規定における「一体利用される複数居室の認定基準（案）」

一体利用される複数居室の認定基準（案）の内容について

以下の基準に適合する複数居室については、全体としてとらえて、建築基準法の採光規定を適用することを可能とします。

- (1) 複数居室のうち、「採光が不足する居室」が以下の要件を満たすこと。
 - ①直接外気に接する窓等を設けること（窓面積が居室面積の1/20以上）。
 - ②照明装置を設置すること（床面照度200lx以上）。
- (2) 複数居室が連続しており、各居室を区画する壁が以下の要件を満たすこと。（複数居室の一体的な利用及び採光に支障がない壁を除く。）
 - ①扉等を設けること。
 - ②以下の面積を有する開口部を設けること。
 - （「採光が不足する居室」に接する壁に設ける開口部）
 - 「採光が不足する居室」の床面積の1/5以上又は壁の見付け面積の1/2以上のいずれか大きいほう
 - （「採光が不足する居室」に接する壁以外の壁に設ける開口部）
 - 壁の見付け面積の1/2以上
- (3) 複数居室のうち、「採光が不足する居室」の数は2を超えないこと。
- (4) 複数居室には保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室以外の居室を含まないこと。

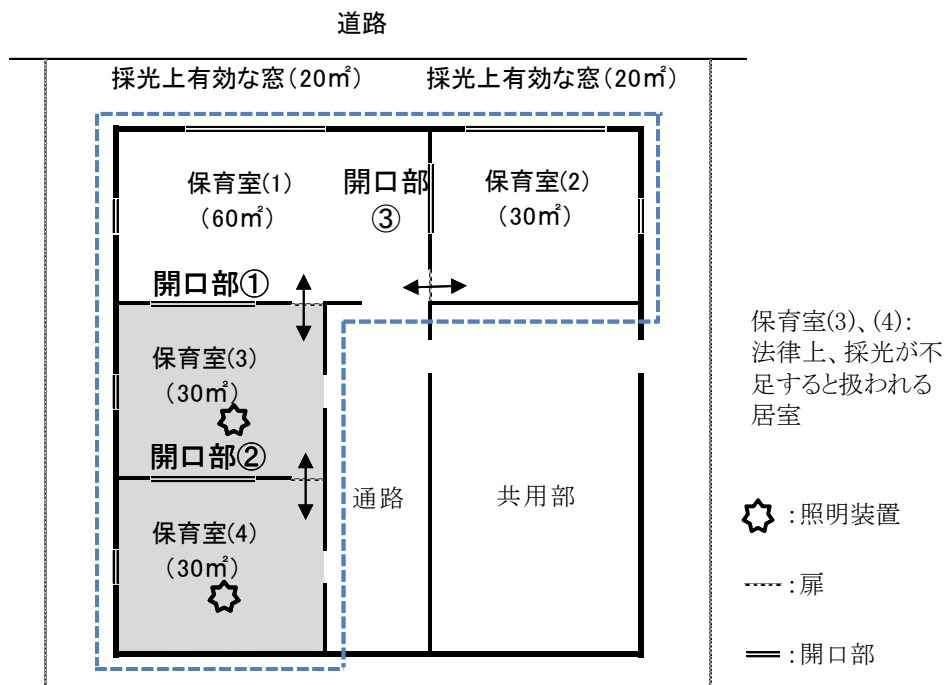
※「採光が不足する居室」…居室に設けられた窓等について、建築基準法に定められた方法により算出した採光に有効な部分の面積の合計が、その居室の床面積の1/5に満たない居室。

<考え方>

複数居室を全体としてとらえて建築基準法の採光規定を適用する場合、一部の居室において、その居室に設けられた窓等のみでは、採光が不足することが考えられるため、保育園児の保育環境に支障のないよう、以下の要件を課すこととしています。

- 採光が不足する保育室には保育環境に配慮した代替措置を講ずること。
 - ・窓がまったく設けられない居室を認めず、外壁に窓を設けることとします。(認定基準(案)(1)①)
 - ・居室床面での必要な明るさを確保できるよう照明設備を設けることとします。(認定基準(案)(1)②)
- 区画された連続する複数居室が一体利用や衛生環境等に関する要件を満たすこと。
 - ・複数居室が一体的な利用に供されるよう、間仕切壁には扉等及び一定の面積を有する開口部を設けることとします。(認定基準(案)(2)①、②)
 - ・採光が不足する居室は2室までとします。(認定基準(案)(3))
 - ・対象となる居室は、待機児童対策として保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室のみとします。(認定基準(案)(4))

<認定基準(案)の適用例>



- ・上図の保育室(1)～(4)を全体としてとらえて採光規定を適用。
採光上有効な窓の面積の合計(40㎡) ≥ 保育室(1)～(4)の床面積の合計(150㎡)×1/5
- ・間仕切壁に一定の面積の開口部を設置。
開口部①及び②の面積 ≥ $\left[\begin{array}{l} \text{採光が不足する居室床面積} \times 1/5 \\ \text{壁の見付け面積} \times 1/2 \end{array} \right]$ のいずれか大きい方
- 開口部③の面積 ≥ 壁の見付け面積×1/2